

遊泳用プールに関する衛生指導要綱

制定	平成 5年6月16日衛施第 245号保健環境部長通知
改正	平成17年3月 1日環保第1319号環境生活部長通知
	平成19年6月21日環保第 442号環境生活部長通知
	平成29年6月23日環境第 739号環境生活部長通知

第1 目的

この要綱は、遊泳用プール(以下「プール」という。)の設置、構造設備、維持管理等について、環境衛生上必要な事項を定め、プールの適正な管理を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「プール」とは、水槽を設けて人工的に水を溜め、多数の者に遊泳させる施設のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び第82条の2に規定する専修学校に設置されるものを除いたものをいう。

第3 設置等の届出

1 設置届出

第2に定めるプールのうち本体の水の容量が50立方メートル以上のものを設置しようとする者は、あらかじめ、別に定めるところにより、次に掲げる事項を、そのプールの所在地を所管する保健所の所長(以下「保健所長」という。)に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) プールの名称及び所在地
- (3) プールの設備、付帯設備及びその他の設備(以下「プール施設」という。)の構造設備の概要
- (4) プールの稼働期間
- (5) 管理責任者、衛生管理者の氏名等
- (6) その他必要な事項

2 使用届出

この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)において、次のいずれかに該当するプールを所有する者は、速やかに、別に定めるところにより、前項各号に掲げる事項を保健所長に届け出なければならない。

- ア 現在、設置されているプール
- イ 設置工事中のプール

3 構造等変更届出

第1項又は第2項の規定による届出をした者(以下「プール設置者」という。)は、第1項(3)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、別に定めるところにより、その旨を保健所長に届け出なければならない。

4 氏名変更等及び休止・廃止届出

プール設置者は、第1項(1)、(2)、(4)若しくは(5)に掲げる事項に変更があったとき又は届出に係るプールの使用を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、別に定めるところにより、その旨を保健所長に届け出なければならない。

5 承継届出

プール設置者から、当該届出をした者の地位を承継した者は、速やかに、別に定めるところにより、その旨を保健所長に届け出なければならない。

第4 水質基準等

- 1 プール設置者は、プール水の水質を、別に定める水質基準に適合させること。
- 2 プール設置者は、プール施設で使用した水を公共用水域に排出するときは、排出水の水質など周辺環境に十分配慮すること。

第5 空気基準

プール設置者は、屋内施設における空気環境を別に定める空気基準に適合させること。

第6 照度基準

プール設置者は、屋内プール又は夜間に使用する屋外プールの水面、プールサイド等の照明を、別に定める照度基準に適合させること。

第7 施設基準

- 1 プール設置者は、プール施設を利用者が快適で衛生的に利用できるよう、別に定める施設基準にしたがって整備すること。
また、これらの設備を省資源、省エネルギーに配慮したものとするのが望ましい。
- 2 第3第2項により届出されたプール施設に対して、前項の基準は適用しない。ただし、当該プール施設のうち、施行日以降に変更に着手する部分については、この限りでない。

第8 管理責任者、衛生管理者等の配置

プール設置者は、プール施設の維持管理及び利用者の安全を図るため、別に定める管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員を置くこと。

第9 維持管理基準

- 1 プール設置者は、プール施設を利用者が衛生的で快適、かつ、安全に利用できるよう、別に定める基準にしたがって維持管理すること。
- 2 プール設置者は、プール施設の衛生や安全が損なわれ、又は損なわれるおそれがある場合は、利用者の数を制限するなど必要な措置をとること。

第10 水質等の測定

プール設置者は、次に掲げる事項を測定し、その結果を記録すること。

- (1) プール水の濁度、遊離残留塩素濃度、水温
- (2) 屋内プールにあつては、二酸化炭素の濃度
- (3) 屋内プール又は夜間に使用する屋外プールにあつては、プールの水面、プールサイドの照度

第11 疾病等の発生

- 1 プール設置者は、プール施設に起因する疾病の発生が判明したときは、プール水や当該施設の消毒又は使用制限を実施するとともに、速やかに、保健所長に報告して指導を受けること。
- 2 プール設置者は、プール施設において事故が発生したときは、速やかに、医療機関に移送するなど適切に措置するとともに、関係機関に事故の内容等を報告すること。

第12 自主管理マニュアルの作成

プール設置者は、プール施設を自主的に管理するためのマニュアルを作成し、これにより利用者の衛生と安全を確保すること。本マニュアルにおいては、緊急時における、連絡先、利用者の搬送方法、連携する医療機関等を定めること。

第13 報告及び立入調査

- 1 保健所長は、必要があると認めるときは、プールを設置しようとする者若しくはプール設置者(以下「プール設置者等」という。)に対し報告をさせ、又はその職員に、プール施設等に立ち入り、プール施設の衛生状況、構造設備、維持管理等について、調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、別に定める身分を示す証明書を携帯し、関

係者の求めに応じて提示しなければならない。

3 プール設置者等は、第1項の規定による報告及び立入調査に協力すること。

第14 指導等

1 保健所長は、プール施設等がこの要綱の規定に適合しないとき又は公衆衛生上支障があると認めるときは、プール設置者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 プール設置者等は、前項の規定による指導に誠実に対応すること。

3 プール設置者等は、第1項の規定による指導に基づいて、必要な措置を講じたときは、速やかに、その内容を保健所長に報告すること。

第15 プール管理日誌

プール設置者は、プール管理日誌を備え、必要な事項を記載すること。

第16 適用除外

この要綱は、地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市については適用しない。

第17 その他

この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成5年6月16日から施行する。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。